被扶養者申告書の添付書類一覧表 (認定時)

【認定に係る主な添付書類】

			他の扶養義務者が		【組合員と別居】								【20歳以上60歳未満】
区	添 付 書 類 分	扶養事実申立書	他の扶養義務有が 扶養できない証明 ※5	住民票 (世帯全員分)	仕送り確認書類	戸籍 (全部事項証明)	内縁 (事実婚) を確認できる書類	所得証明書	所得を証する書類	学生証の写し 又は在学証明書	要件を備えた年月日を確認できる書類	個人番号 確認書類	国民年金第3号 被保険者関係届 ※6
1	配偶者				0			0	0	○ 学生の場合	0	0	0
2	内縁関係にある配偶者				0		0	0	0	○ 学生の場合	0	0	0
3	子 〔18歳未満〕※1	△ ※2	△ ※2 ▲ ※3		0	∆※2					0	0	
4	子 〔18歳以上〕※1	0	△ ※2 ▲ ※3		0	0		0	0	○ 学生の場合	0	0	
5	父母・祖父母	0	0		0	0		0	0	○ 学生の場合	0	0	
6	孫・兄弟姉妹 〔18歳未満〕※1	0	0		0	0					0	0	
7	孫・兄弟姉妹 〔18歳以上〕※1	0	0		0	0		0	0	○ 学生の場合	0	0	
8	組合員と同一世帯に属する三親等以内の親族で 1~7以外の者 〔18歳未満〕※1	0	0	0	- %4	0					0	0	
9	組合員と同一世帯に属する三親等以内の親族で 1~7以外の者 〔18歳以上〕※1	0	0	0	- ※4	0		0	0	○ 学生の場合	0	0	
1 0	内縁関係にある配偶者の子又は 当該配偶者の死亡後におけるその子で 組合員と同一世帯に属する者 〔18歳未満〕※1	0	0	0	- ※4	0	0				0	0	
1 1	内縁関係にある配偶者の子又は 当該配偶者の死亡後におけるその子で 組合員と同一世帯に属する者 〔18歳以上〕※1	0	0	0	- %4	0	0	0	0	○ 学生の場合	0	0	
1 2	内縁関係にある配偶者の父母又は 当該配偶者の死亡後におけるその父母で 組合員と同一世帯に属する者	0	0	0	- %4	0	0	0	0	○ 学生の場合	0	0	

- ○:提出が必要 △、▲、一:原則として提出は不要であるが、状況によって提出が必要
- ※1 表中の「18歳未満」とは満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいい、「18歳以上」とは「18歳未満」よりも上の者をいいます。
- ※2 表中の「△」については、組合員と夫婦共同扶養の関係にない「他の扶養義務者」がいる場合に必要となります。 (「他の扶養義務者」が存在しないこと(死別等)を確認するために戸籍等が必要になる場合があります。)
- ※3 表中の「▲」については、夫婦共同扶養において扶養手当の支給がなく、組合員及びその配偶者の収入比較を行う際には提出が必要となります。 (認定対象者が18歳未満である場合、他の扶養義務者の氏名の確認のために扶養事実申立書の提出を求める場合があります。)
- ※4 表中の「一」については、勤務上別居を要する場合若しくはこれに準ずる場合又は転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居していることを要しませんので、 仕送り確認書類の提出が必要となります。
- ※5 他の扶養義務者が扶養できない証明については、続柄により必要書類が異なります。「他の扶養義務者」の範囲を別表1・2でご確認の上、必要書類をご確認ください。
- ※6 組合員が短期組合員である場合は、所属所から管轄の年金事務所・年金事務センターへ届出を行って下さい。
- ◎ 国内居住要件の例外を申告する場合は、渡航目的等を確認できる書類が必要になります。
- ◎ 個人番号を利用した情報連携により所得証明書及び年金の額を確認する書類の添付を省略できる場合があります。
- ◎ 国民年金第3号被保険者関係届の添付書類については、[国民年金第3号被保険者関係届の経由事務]を参照してください。
- 状況に応じて一覧表以外の書類の提出を求める場合があります。